

消費税の論点整理と益税問題

平 野 正 樹

I. はじめに

わが国では、消費税が1989年（平成元年）の4月1日に導入されてから、早や15年が過ぎようとしている。この間、消費税率は創設当初3%であったが、1997年度からは4%（消費税率換算で1%相当の地方消費税を合わせると5%）に引き上げられ、現在に至っている。消費税収入は現在、国税収入の約2割を占めており、この徴収された財源の一部は基礎年金、老人医療、介護などの社会保障関係費に活用されているほか、地方交付税の財源の一部として身近な地域の暮らしの向上にも使われている。消費税は今日では、わが国税制の基幹税の1つとして定着してきているといえる。消費税（付加価値税）は2001年4月現在、世界123の国・地域で実施されている代表的な税目となっている。

ところで、消費税は制度の創設以降、信頼性の確保や透明性の向上を図るため、数次にわたって改正されてきた。とりわけ、2003年度の税制改正（原則として、2004年4月1日から適用）では、中小事業者に対する特例措置の見直し等抜本的な改革が講じられた。表1をみると、主要な改正点は以下の三点である。

第一点は事業者免税点制度の適用上限が、課税売上高3,000万円から1,000万円に引き下げられたこと、

第二点は簡易課税制度の適用上限が課税売上高2億円から5,000万円に引き下げられたこと、

第三点は事業者が消費者に対して、「値札」や「広告」などに価格を表示する場合、地方消費税を含む消費税相当額を含んだ支払総額の表示が義務づけられたこと、である。

このように、消費税は制度の創設以降、その一部が事業者の手元に残る「益税」問題として批判が根強かった事業者免税点制度や簡易課税制度の適用上限を徐々に引き下げてきていることから、負担を広く公平に分かち合うように制度の改正が行われてきたといえる。今後も、悪化の一途をたどっている財政の健全化や少子高齢化社会の進展により要請されるとみられる社会保障関係費のための財源等として、消費税は安定的な増収が最も期待されている税目の1つとなっている。

しかし、消費税が抱える上記のような問題点が徐々に改善されてきたとはいえ、消費税は依然として、二つの重要な問題点を内包していることに異論はないだろう。

第一点は消費税における逆進性の問題点であり、第二点は益税問題である。まず第一点について、宮島洋（2003）は課税最低限や超過累進税率を備える累進支出税、あるいは、特定の奢侈品に対する個別消費税は例外として、消費税の所得階層別の負担構造は、所得階層が上がるほど消費性向が低下するため、当然のことながら逆進的になるとしている。。また、逆進性の緩和対策である複数税率の設定に関して、藤田晴（1989）はインボイス制度の導入（帳簿方式から書類方式への変更）などが必

要になるため、広い視野からの議論が必要であるとしている。この点について、吉田和男(2001)は、21世紀の税制を考えれば、所得税で大幅な課税ができない限り、消費税の税率を相当程度引上げざるをえないとしたうえで、複数税率の適用等を行わざるをえないとすれば、インボイス制の導入は避けられないとしている。消費税に内在している逆進性という問題点は消費税制のあり方を考える際重要ではあるものの、詳細な検討は別の機会に譲り本稿では論じないこととする。

次に、第二点の益税問題、特に益税額の算出についてであるが、静岡大学税制研究チーム(1990)による益税算出モデルのほか、林宏昭・橋本恭之(1991)による消費税収算出モデルが代表的である。以下では消費税は地方消費税を含む5%の多段階累積排除型付加価値税としたうえで、上記のモデルに基づき益税額の試算とその要因分析を行う。

本稿ではまず、こうした益税額の試算や要因分析を行う前に、消費税制に内包された問題点に係る論点を整理する。というのは、わが国では、財政の健全化や地方分権の推進などのためには税制改革が必要であると一般的に考えられており、この税制改革とは、消費税率をいつ、どの程度引き上げるかといったような短絡的な議論が数多く行われているからである。つまり、こうした状況だからこそ、消費税の長所や短所を幅広い視野から改めて再検討する必要があると考えるからである。

そこで、以下では消費税が持つ長所や短所を所得税(個人)と比較することで、論点を整理する。

II. 所得税と比較した消費税の論点整理

1 一般的な見方

表2は消費税と所得税の特徴を比較したものである。これによると、消費税は所得税に比較して、①水平的公平に優れている、②課税ベースが広いため、世代間の税負担の平準化に資する、③景気変

表1 消費税の制度改革の主な歩み

	項 目	創設時(平成元年(1989年)4月実施)	平成3年度(1991年度)改正	平成6年(1994年)秋の税制改革等(平成9年(1997年)4月施行)	平成15年度(2003年度)改正(2004年4月施行)
中小事業者に対する特例制度	① 税率	3%	—	5%(1%の地方消費税を含む)	—
	② 事業者免税点制度(適用上限)	3,000万円	—	資本金1,000万円以上の新設法人は不適用	1,000万円
	③ 簡易課税制度 ・適用上限 ・みなし仕入率(卸売業・小売業等)	5億円 90%, 80%の2区分	4億円 90%, 80%, 70%, 60%の4区分	2億円 90%, 80%, 70%, 60%, 50%の5区分	5,000万円 —
	④ 限界控除制度(適用上限)	6,000万円	5,000万円	制度の廃止	—
そ の 他	⑤ 仕入税額控除	帳簿方式	—	請求書等保存方式	—
	⑥ 価格表示	—	—	—	総額表示の義務化

(出所) 財務省資料等より作成

表2 消費税と所得税の特徴（長所と短所）

	消 費 税	所 得 税
垂 直 的 公 平	消費水準に応じて比例的に税負担を求めることができるが、所得水準に対する税負担の逆進性が生じかねない。	税率の累進構造や各種控除により、高い所得水準を有する人ほど多くの税負担を求めることができる。
水 平 的 公 平	所得の種類等にかかわらず、同等の消費水準の人には同等の負担を求めることができる。	所得の種類等によって課税ベースの把握に差が生じるおそれがあり、同じ所得水準であっても税負担に差異が生じかねない。
世 代 間 公 平	勤労世代だけでなく、広く社会の構成員が税負担を分かち合うことができる。	税負担が勤労世代に偏りかねない。
中 立 性（活力）	生産活動に伴う所得に対して課税するものでないことや、所得水準に対する累進性が弱い（ない）ことから、勤労意欲や事業意欲に対して中立的である。	累進構造によっては（累進度がきつい場合には）、勤労意欲や事業意欲を損ないかねない。
簡 素 性	例外的な規定も少なく、比較的簡素である。	税率の累進構造や各種の控除をはじめとして、種々の例外的な規定があり、複雑である。
税 収 動 向	景気動向に伴う税収の変動が比較的小さいため、景気の自動安定化機能が比較的小さいと考えられるほか、比較的安定的な公共サービスの提供が期待できる。	景気動向に伴って税収が変動するため、景気の自動安定化機能を果たすと期待されるほか、安定的な公共サービスの提供が困難となりかねない。

（出所）佐藤慎一編『図説 日本の税制（平成16年度版）』（財経詳報社）の17ページより抜粋（一部修正）

動の影響を受けにくい税収が安定的に確保できるほか、比較的安定的に公共サービスの提供が可能である、といった特徴（長所）を備えている。

わが国では今後、本格的な高齢化社会の到来に伴って、社会保障関係費の急増は不可避とみられているが、その場合、所得税よりも消費税の方が適している税目であると一般的に考えられている。とりわけ、消費税が具備している上記の②の長所を重視する見方が多くなっている。消費税は勤労（現役）世代だけでなく高齢世代にも等しく税負担を求めることが可能であるためである。この点は、課税ベースを所得に求める所得税では税負担が勤労世代に集中しやすいと見られているのと対照的である。しかし、世代間で税負担の平準化が図られるということは、所得のない（少ない）高齢者に税負担を強いることでもあり、このことは消費税が構造的に逆進性という短所を内包していることを示している。

このようにみると、消費税と所得税には一長一短があり、多くの場合、所得税の長所は消費税の短所となり、消費税の長所は所得税の短所となると考えられている。

2 消費税を重視する見解

吉田和男（2001）は今後、本格的な高齢化社会が到来し、福祉財政を目指す国民負担率が高くなり、この結果、所得税による負担は限界となり、消費税のウエイトを高めざるをえないとしている。その理由として、所得税には短所が数多くあることを強調している。

第一は、「クロヨン」の問題に代表されるように課税ベースを正確に把握することが困難であるうえに、所得をどのように定義するかで、税負担に差異が生じるためである。特に、法人の所得、帰属

所得、未実現のキャピタル・ゲインなどの課税の困難な分野を課税ベースに入れないと、恣意的な課税になりかねないとしている。

第二は、最適課税論からの批判であり、所得課税は人々の経済行動に大きな影響を与えることから非中立的であるというものである。例えば、勤労所得に課税すれば、賃金に課税することになるため労働供給を減少させ、ひいては生産活動を縮小させかねないからである。

また、平野他（1999）は消費税の短所である逆進性を認めながらも、地方税として課税されるならば、ある程度逆進性を緩和することが可能であるという見方をしている。地方公共サービスの財源となる地方税の課税原則は、便益に応じて税を課す応益原則が適していると言われている。通常、地方公共サービスの対価である地方税は、個人や世帯に均等に割り振るのが合理的であるとされる。所得税の地方税版である住民税の一部に、均等割という制度が採用されているのはこのような趣旨によるものであると考えられる。受け取る便益に応じて課税すると、同じ便益ならば所得の高低にもかわらず支払う税金が一定であることから逆進性が発生する。つまり、応益課税というのは本来、逆進性を前提にした課税原則であるということができる。したがって、消費税を地方税の財源として活用する場合には、消費税は逆進性の緩和措置を取らずに採用することが可能となる。現在、消費税5%のうち、1%分の税収は地方消費税となっているが、これは地方税として相応しい税目であると考えられるとしている*1。

さらに、消費税のように逆進性を備えている税目でも、その税収によって供給される公共財（サービスを含む）の便益をも考えると、所得再分配は進むとする見解もある（米原（1997））。

年収1,000万円のAさんと年収500万円のBさんの二人だけが住んでいる社会を想定しよう。

ここで、Aさんが300万円、Bさんが200万円の税金を支払うというような逆進税（例えば、消費税）が課税されたとすると、AさんとBさんとの可処分所得の比率は7対3となる。この課税後の比率は、課税前の比率2対1よりも不平等な状態になってしまう。しかし、AさんとBさんから徴収した税収500万円で250万円ずつ公共財の便益を与えると考えると、AさんとBさんの再分配の比率は19対11となり、課税前の2対1よりも平等になる。そして、公共財が高所得者よりも低所得者に大きな便益を及ぼす福祉サービスであるような場合には、豊かさの比率は一層平等になる可能性もあるとしている。

3 消費税に反対する（所得税を重視する）見解

こうした見解に対して、消費税への否定的な見解としての代表的な見方としては八田達夫（2000）がある。同氏が指摘する消費税の主な短所は以下のとおりである。

- ①益税は従来のクロヨンという不公平を増幅している。
- ②ヨーロッパの経験から、当初期待されていたインボイス制による脱税防止効果はないうえに、所得税と同等かそれ以上の徴税コストがかかることが分かっている。

* 1 この点に関して、宮島洋（2003）は、「多段階課税に固有の国境税調整の必要性、仕入税額控除の仕組み、付加価値発生地と消費地との乖離などを考慮すれば、地方税として消費税を考える場合には、租税論的には個別消費税あるいは小売売上税の方がふさわしい」としている。

③消費税（付加価値税）は国際的なeコマース（電子商）取引が盛んになるにつれ、消費税の税率引下げの国際競争が激しくなり、結局はこの税を崩壊させる可能性が強い。

消費税が抱える①，②，③の短所は、消費税率の引上げによって実体経済に対する歪みを急速に拡大させるとしている。そして、これまで消費税の長所とされてきた「所得税中心では、高齢化時代の現役世代の負担を過重にする。消費税は老人も払うから、消費税シフトを行えば、高齢化時代の現役世代の財政負担を軽減できる」という見解を否定している。この見解を否定する第一の根拠は消費税へのシフトは確かに高齢化時代の現役勤労者の現役時の所得税の負担を減らす、その一方で彼の退職後には消費税負担を増大させてしまうからである。このため、消費税シフトは現役世代の平均的個人の一生を通じての財政負担を減らさないとしている。第二の根拠は所得税から消費税へのシフトは勤労世代のうち、年収が700万円以下の中堅所得の人の現役時にも退職時にも税負担を増やしてしまうためである。

また、③に関して、渡辺智之（2000）は消費税の重要性を認めながらも、電子商取引、なかでもデジタル財などは課税当局による税務執行コストが膨大になる場合もあり、この点は重要な検討課題であるとしている。

Ⅲ．消費税の益税問題

1 事業者免税点制度と簡易課税制度の概要

消費税は紆余曲折のすえ、1989年4月1日から導入された。この背景には、当時の税制は所得課税に比重が偏っていたことなどから、税負担の水平的公平に関する関心が高まっていたうえに、物品税中心の個別間接税のみに依存していたため、物品間の課税のアンバランスが生じていたことなどが挙げられる。そして、消費税は消費一般に広く公平に負担を求める税目として創設された。その際、中小企業による事務の煩雑さを軽減し、中小企業と妥協を図るために、事業者免税点制度と簡易課税制度が導入された。

まず、事業者免税点制度とは、課税資産の譲渡等を行う事業者（個人事業者及び法人）が納税義務者であり、非居住者及び外国法人であっても国内において課税資産の譲渡等を行う限り、消費税の納税義務者となる。しかし、小規模零細事業者の納税事務負担や税務執行面を配慮して、一定の事業規模（2004年4月1日からは課税売上高1,000万円）以下の小規模事業者については、納税義務を免除することになっている仕組みを事業者免税点制度という。事業者免税点制度については、2004年3月末までは、課税売上高3,000万円（適用上限）を基準に小規模事業者を免税業者として課税は免除されていた。表3によると、378万事業者が免税者となり、これは全体の6割を若干上回っていた。しかし、2003年度（平成15年度）の税制改正では中小事業者に対する特例措置の縮減等や総額表示方式の義務付け（平成16年4月1日に実施）が図られ、免税事業者は課税売上高が1,000万円以下となった。このため、免税業者の事業者数は2004年度以降、減少することは間違いない。

次に、簡易課税制度とは、一定規模以下の中小事業者について、選択により売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を簡単に計算することが可能となる仕組みのことをいう。一定規

表3 売上階級別事業者数（試算）[1996年度]

区 分	事 業 者 数	構 成 比
	万者	%
免 税 事 業 者	378	61.8
課税事業者（課税売上階級）		
～ 3,000 万 円	29	4.7
～ 1 億 円	106	17.4
～ 2 億 円	41	6.6
～ 2 億 円 超	58	9.5
小 計	233	38.2
合 計	611	100.0

（注）1. 1996年度の会社標本調査，事業所統計調査報告書等を基にした推計である。

2. 免税事業者には，個人農業は含まれていない。

3. 事業者免税点制度の課税売上高の適用上限は3,000万円である。

（出所）吉田和男『21世紀日本のための税制改正』（財大蔵財務協会）

表4 主要国の付加価値税（消費税）における中小事業者に対する特例措置の概要

国 名	事業者免税点制度等	簡易課税制度等
フ ラ ン ス	年間売上高が前暦年350万円，かつ，当暦年400万円以下と見込まれる者は免税。ただし，物品販売・宿泊施設業は前暦年1000万円，かつ，当暦年1100万円以下と見込まれる者は免税。	なし（オルフェ制度は廃止）。
ド イ ツ	年間売上高が前暦年218万円かつ，当暦年670万円以下と見込まれる者は免税。	年間売上高が前暦年804万円以下の者は，平均率による簡易課税制度の選択が可能。
イ ギ リ ス	当月の直前の12ヶ月間の課税売上高が979万円以下，または，当月以後の12ヶ月において941万円以下と見込まれる者は免税。ただし，当該課税年度中のいずれかの30日間の課税売上高が979万円を超えると見込まれる場合は，その30日間の初日から課税事業者となる。	特定の小売業者にに対し，売上税額の簡便な計算を認める特例は存在するが，日本のような仕入税額控除の計算の特例は設けられていない。

（注）1. フランスのオルフェ制度とは，年間売上高が一定額以下の個人事業者に適用されていた課税制度である。

2. 邦貨換算には次の換算率を用いている。1フラン＝20円，1マルク＝67円，1ポンド＝192円

（出所）森信 茂樹『日本の消費税』p.617より作成

模以下とは課税売上高がこれまでの2億円以下から5,000万円以下の事業者（免税事業者を除く）に適用されることになった。その際，みなし仕入れ率については，第1種事業（卸売業）は90%，第2種事業（小売業）は80%，第3種事業（製造業等）は70%，第4種事業（その他）は60%，第5種事業（サービス業等）は50%となっている（表1参照）。

なお，表4はヨーロッパの主要国における中小事業者に対する特例措置をみたものである。これによれば，わが国の簡易課税制度や事業者免税点制度は相対的に中小事業者に手厚くなっているのが分かる*2。

*2 この点に関して，矢野秀利（1994）は，「我が国の戦後の経済発展のかなりの部分は小・零細事業に負うところが大きかったと認識し，かつ小・零細事業が資源配分上において，今後も重要な部門であると考えらるならば，納税業務の簡素化を図るためには，これらの特例措置が必要になる」としている。

2 益税問題に関する先行研究

益税の性格、益税額算出モデル並びに益税額の解消策については、これまでも様々な観点からの研究がなされている。以下では、これら先行研究の成果について検討することにする。

まず、益税の性格については、消費者の支払った税金が事業者の懐に残る悪しき制度として捉えられるのが一般的であるが、静岡大学税制研究チーム（1990）は、益税は企業に対する補助金的役割をもっているとしている。また、矢野秀利（1994）は「小・零細事業者の手元にいくばくかの益税がとどまるにしても、それは小・零細事業の保護・育成の観点をとるならば、小・零細事業者への特例措置はある程度許容できるかもしれない。」としている。これらの考え方に共通しているのは、一般的な益税問題の考え方、つまり公平性を阻害する制度としてではなく、政策的配慮として益税問題を考えているということである。この見解によれば、中小企業特例措置の見直しに際して、経済における中小零細事業者の役割をどのように考えるかが重要なポイントとなる。

また、消費税シフトはクロヨン対策のために必要であるという一般的な見解に対し、八田達夫（2000）は、益税問題の存在により、消費税が所得税におけるクロヨン問題にさらなる拍車をかけていると指摘している。つまり、消費税が付加価値に対して支払う税であることに着目し、多くの自営業者は、益税により多大な恩恵を受けているというのである。これは、益税問題を公平性の観点から考えたものである。この見解によれば、益税問題を放置させておくべき理由は皆無であろう。

次に、益税額算出モデルについては主に2つの手法に大別される。

第1の手法は、産業連関表から理論上の消費税収を求め、実際の消費税収との差額を益税とするものである。林宏昭・橋本恭之（1991）では、この手法のもとで消費税収を算出し、益税額を算出している。この手法では、国内全産業からどれだけの益税額が発生しているかを明確にできる反面、益税額がどのような要因で発生しているかについては不明瞭になる。

第2の手法は、消費税法における本則計算による消費税額と中小企業特例措置を適用した場合における消費税額との差額を益税とするものである。静岡大学税制研究チーム（1990）は、この手法により益税を算出している。この手法は、益税問題が主に中小企業特例措置から発生していることを前提としている。本論文においては、この2つの手法を用いて、中小企業特例措置による益税額及び益税総額を試算するとともに、その要因分析を行なう。

最後に、益税問題の解消策については、中小企業特例措置の改正やインボイス方式の導入という声が支配的である。八田達夫（2000）は、EU主要国の中小企業特例措置の適用上限と比較して日本のそれは高すぎるとし、その引き下げを唱えている*3。

また、八田達夫（2000）はインボイス方式の導入に関して、徴税コストの低さと関連させ、その導入だけでは不十分であると指摘している。つまり、税務職員の総数が絶対的に不足しているため、インボイス方式を導入したとしても、益税は解消されないというのである。同氏によれば付加価値税を導入しているEU諸国は、付加価値税導入以降、税務職員の数が飛躍的に増加しているのに対し、日

*3 事業者免税点制度の適用上限について、矢野秀利（1994）は、「日本の産業構造の特性を考慮するならば、EC諸国よりもかなり高い免税点の設定はしかたのない措置であろう」としている。

本の税務職員数は消費税導入以後もほぼ横這い状態である*4。将来の消費税率の上昇を考えるならば、制度的問題の解決とともに、税務職員の増加など、徴税者側の調査能力の改善が必要であろう。

3 益税額の試算と要因分析

益税とは、消費者が支払った消費税が納税されず、事業者の手元に残ってしまうことをいう。つまり、消費者が税金として負担したものが、事業者の利益と化しているのである。野口（1994）は、益税が発生する原因として、事業者免税点制度や簡易課税制度以外に、課税業者において、売上げの過小申告や仕入れの過大申告が行われる場合を指摘している。

消費者の立場からすれば、益税は非常に不合理なものであり、その原因となっている事業者免税点制度や簡易課税制度といった中小企業特例措置は即刻廃止されるべきであろう。しかし、中小企業特例措置の適用範囲内の事業者、つまり中小零細事業者にとっては、納税事務負担の軽減のためには必要なものである。また、徴税者側からすれば、特例措置による大幅な徴税コストの削減は重要な要素となっている。

このように、益税問題を考えるには、消費者・事業者・徴税者という3者の視点から包括的に検討することが不可欠であるが、ここでは、シミュレーション分析により益税額を試算するとともにその要因分析を行うことにとどめる。

(1) 益税額の試算にあたっての前提と考え方

実際の益税額がどの程度のものかを正確に知るためには、企業が記帳している帳簿から情報を得るしかない。しかし、日本においてインボイス方式ではなくアカウント方式が採用された背景には、企業側が財務内容を完全に把握されたくないという思惑が存在していたように思われる。そのため、企業の正確な財務内容の把握は不可能である。

そこで、以下では単純な益税算出モデルを用いて2000年度における益税額を試算し、事業者免税点制度及び簡易課税制度を適用することで、どれほどの益税額が生じているかを明らかにしていく。

ここで考える益税額とは、中小企業特例措置の適用により発生し、税の価格への転嫁率は100%であるとする。

消費税率については、5%、10%、20%、の下での試算を行なう。10%は二桁の水準であり、20%はEU諸国の付加価値税率と比較した場合に考えられる平均的水準である。

ベースとなるデータについては、『財政金融統計月報(法人企業統計年報特集)』1999年度版及び2000年度版を用いる。

第 j 産業第 i 資本金区分の事業者が消費者から預かる消費税額を T_{ij} 、課税売上高を S_{ij} 、課税仕入高を U_{ij} 、付加価値額を V_{ij} とする。これらはすべて2000年度における事業者数で $N_{ij-2000}$ 除した1事業者あたりの金額（単位：百万円）である。

* 4 フランスでは1968年に付加価値税が導入され、1960年から1988年末までに、税務職員は6千人から30万人に増加している。

まず、課税売上高は課税仕入高と付加価値額との合計で表されるので、

$$S_{ij} = U_{ij} + V_{ij} \quad (1)$$

となる。ここで、仕入れに係る消費税には、商品の仕入れに加え、設備投資額が含まれる。2000年度設備投資額を I_{ij} 、1999年度及び2000年度の土地を除く有形固定資産額をそれぞれ $F_{ij-1999}$ 、 $F_{ij-2000}$ とすると、設備投資額は、

$$I_{ij} = F_{ij-2000}/N_{ij-2000} - F_{ij-1999}/N_{ij-1999} \quad (2)$$

となる。このとき、事業者が消費者から預かる消費税額 T_{ij} は、税率を t とすると、

$$T_{ij} = S_{ij}t \quad (3)$$

となる。また、業者が負担する消費税額を T'_{ij} は、

$$T'_{ij} = (U_{ij} + I_{ij})t + (S_{ij} - U_{ij} - I_{ij})t \quad (4)$$

となる。この式は、事業者が負担すべき消費税額が仕入高及び設備投資額に含まれる消費税額及び業者自身が申告・納税する消費税額の合計であることを意味する。この式を展開すると、

$$T'_{ij} = S_{ij}t = T_{ij} \quad (4)'$$

となり、益税は発生しない。益税が発生するのは、 $T_{ij} > T'_{ij}$ となる場合、すなわち事業者が消費者から預かる消費税額 T_{ij} が、実際に事業者が負担する消費税額 T'_{ij} を上回る場合である。

以下では、2つの中小企業特例措置、つまり簡易課税制度及び事業者免税点制度を適用したときにおける益税額を算出する。

(2) 簡易課税制度の仕組み

簡易課税制度とは前述した通り、基準期間における課税売上高が2億円以下の事業者（2004年4月からは課税売上高は5,000万円以下）は、課税期間の売上高に対し、みなし仕入率を乗じて計算した金額を仕入高として控除できるという制度である。

ここで、みなし仕入率をと ρ_j とすると、業者が負担すべき消費税額 T'_{ij} は、

$$T'_{ij} = (U_{ij} + I_{ij})t + (S_{ij} - \rho_j S_{ij})t \quad (5)$$

となり、業者が消費者から預かる消費税額 T との差額が益税額となる。

$$\begin{aligned} T_{ij} - T'_{ij} &= S_{ij}t - (U_{ij} + I_{ij})t - (S_{ij} - \rho_j S_{ij})t \\ &= \rho_j S_{ij}t - (U_{ij} + I_{ij})t \end{aligned} \quad (6)$$

また、簡易課税制度による益税額を試算するには、各産業、各資本金区分において、簡易課税制度を適用する事業者数を把握する必要がある。簡易課税制度を適用する事業者の総数については、『財

政金融統計月報（租税特集）』などで公表されている。しかし、各産業別のデータは存在しない。そこで、以下の条件判断式を用いて、各産業、各資本金区分において簡易課税制度を適用している事業者数を求める。

簡易課税制度を適用しない事業者は、簡易課税制度を適用できない事業者及び簡易課税制度により益税が発生しない事業者であるとする。

まず、簡易課税制度を適用できない事業者とは、基準期間における課税売上高が2億円を超える事業者であるので、

$$S_{ij} > 200 \quad (7)$$

となる。

次に、簡易課税制度により益税が発生しない事業者も、消費税法における本則計算により消費税額を算出する。よって、

$$30 < S_{ij} \leq 200 \quad (8)$$

かつ、(6)式 < 0 となる事業者は簡易課税制度を適用しないことになる。

したがって、簡易課税制度を適用する事業者は、簡易課税制度を適用できる事業者のうち、簡易課税制度により益税が発生する事業者となるから、(8)式に該当する事業者のうち、(6)式 > 0 となる事業者は簡易課税制度を適用する。

上記モデルにより求められる、前述した3つの税率の下での益税額が次のとおりである。2000年度には、消費税率5%の下での簡易課税制度による益税は約6,446億円発生している。また、現行制度のまま消費税率を10%としたときには12,892億円、20%としたときには25,784億円の益税が発生することとなる。

(3) 事業者免税点制度の仕組み

事業者免税点制度を適用したとき、業者は消費税の納税を免除されるため、業者自身が申告・納税する税額はゼロとなる。しかし、仕入及び設備投資に係る消費税額は支払うことになるので、業者が負担する消費税額 T'_{ij} は、

$$T'_{ij} = (U_{ij} + I_{ij})t \quad (9)$$

となり、業者が消費者から預かる消費税額 T_{ij} との差額が益税額となる。

$$\begin{aligned} T_{ij} - T'_{ij} &= S_{ij}t - (U_{ij} + I_{ij})t \\ &= (U_{ij} + V_{ij})t - (U_{ij} + I_{ij})t \\ &= (V_{ij} - I_{ij})t \end{aligned} \quad (10)$$

また、事業者免税点制度についても簡易課税制度と同様、各産業、各資本金区分における免税事業者数を把握する必要がある。

免税事業者は基準期間における課税売上高が3,000万円以下の事業者（2004年4月からは課税売上高は1,000万円以下）であるから、

$$S_{ij} \leq 30 \quad (11)$$

となる。

(4) 益税額の試算と要因分析

上記モデルにより、益税額を試算したのが表5である。これによれば、2000年度に、消費税率5%の下での事業者免税点制度による益税は約2,327億円発生している。また、現行制度のまま消費税率を10%としたときには4,654億円、20%としたときには9,308億円の益税が発生することとなる。

表5 益税額の要因分析（消費税率5%のケース）

	金額（億円）	割合（%）	累積割合（%）
① 簡易課税制度による益税額	6,446	70	70
② 事業者免税点制度による益税額	2,327	25	95
③ その他の益税額	414	5	100
④ 益税総額（①+②+③）	9,187	100	0

（出所）三宅一生（2004）より抜粋

益税総額に占めるこれら益税の比率をみると、簡易課税制度及び事業者免税点制度による益税額は益税総額の95%を占めており、中小企業特例措置がいかに企業間、そして消費者・企業間の公平性を阻害しているかが顕著に現れる結果となっている。また、その他の益税の益税総額に占める比率は5%となっている。しかし、本モデルではすべての事業者が課税事業者であると仮定し、最大限徴収可能な税収を理論値としている。つまり、消費者の支払った消費税相当額の一部が実際に納付されず事業者の手元に留保されるという、本来の益税の定義にそぐわないものが含まれている可能性がある。

IV. 結びに代えて

以上、消費税を所得税と比較することによって、消費税が抱える問題点を整理してきた。

消費税と所得税には一長一短があり、多くの場合、所得税の長所は消費税の短所となる一方で、消費税の長所は所得税の短所となりやすい。このため、消費税を重視する立場では、所得税の短所を強調する傾向があるのに対して、消費税に反対（所得税を重視）する立場では消費税の短所を強調しがちである。いずれの立場をとるにせよ、消費税の最大の問題点の一つである益税額は現制度を維持するならば引き続き高水準で推移する見込みである。今後、消費税率が高くなった場合には、益税額は一層大きくなるため、事業者免税点制度や簡易課税制度に関しても、引き続き、その範囲を縮小することが望まれる。広く薄く課税することが本来の消費税（付加価値税）のあり方であり、歪みの小さな税制に移行することによって、実質的な税負担者である消費者の信頼を確保することが税制改革の

基本であると考えられるからである。

本稿では、消費税制に内包された逆進性の問題点については詳細に検討しなかったが、この逆進性の問題点にしても、今後の歳出（公共財（サービスを含む）の大きさや内容と税負担との関連を勘案すれば、消費税の別の側面が見えてくるかもしれない。佐藤主光（2004）が地方税制のあるべき姿として指摘しているように、現行の税源移譲のような国と地方の間での所定の税収の奪い合いではなく、増税（超過課税）を視野に入れながら、歳出増（住民にとっての受益）と住民の負担増を制度的に連結することが必要であると考え。この意味で、税制改革の方向性を考えるうえで極めて重要なポイントは、今後、急増が見込まれる社会保障関係費といった歳出の内容や大きさを勘案しながら、納税者にどのような形で負担してもらうのが妥当であるかを詳細に吟味することであると考える。

現在、消費税の増税か所得税の増税かといった紋切り型の議論が多い。しかし、所得税が柱であるアメリカ（小さな政府志向とされる）でさえ、貯蓄優遇の結果、実質的には消費課税の色彩が強まっているという（森信茂樹（2004））。一方、大きな政府と言われるスウェーデンでは、消費税率の高さのみが注目されるが、所得税負担がわが国よりも高いという事実はあまり知られていない。

このようにみると、21世紀の税制改革の方向を考えるにあたっては、ただ単に税負担の水準だけでなく、見込まれる経済社会の変化を反映した歳出の内容や大きさをも勘案しながら、消費税や所得税が持つ長所や短所を改めて再検討することが重要になっているのではないだろうか。

（本稿の作成にあたっては、三宅（2004）論文が有益であった。ここに、謝意を述べたい）

参 考 文 献

- (1) 浅利一郎・土居英二「付加価値税導入と産業・家計・財政への影響の推計」、『静岡大学法経研究』第37巻1号，1988年
- (2) 安藤実「一般消費税の導入」、『静岡大学法経研究』第35巻3・4号，1987年
- (3) 安藤実「売上税始末記」、『静岡大学法経研究』第36巻3号，1988年
- (4) 安藤実「消費税見直しによせて」、『静岡大学法経研究』第44巻4号，1988年
- (5) 一河秀洋「消費税改革のあり方」、『税経通信』，2002年9月
- (6) 井堀利宏・吉田和男「わが国の財政・税制改革の課題と展望」、『税経通信』，1997年4月
- (7) 内田昭『大型間接税の経済学』，大月書店，1986年
- (8) 木下和夫『租税構造の理論と課題』，税務経理協会，1996年
- (9) 小西砂千夫「税の負担感を考慮した最適課税分析と最適直間比率」、『関西学院大学産研論集』第21号，1994年
- (10) 静岡大学経済学・税法研究者の会『シミュレーション税制改革』，青木書店，1986年
- (11) 静岡大学税制研究チーム『消費税の研究』，青木書店，1990年
- (12) 清家裕「消費税の増税と中小零細企業」、『税経新報』，2000年12月
- (13) 玉岡雅之「付加価値税の逆進性」，神戸大学『国民経済雑誌』，1989年12月
- (14) 知念裕『付加価値税の理論と実際』，税務経理協会，1995年
- (15) 辻敢・本田望・齋藤雅俊『消費税入門の入門』，税務研究会出版局，2003年
- (16) 富岡幸雄『背信の税制』，講談社，1992年
- (17) 野口悠紀雄『税制改革のビジョン』，日本経済新聞社，1994年
- (18) 中西貢「消費税と産業連関表体系」，埼玉大学『社会科学論集』第69号，1989年
- (19) 林宏昭・橋本恭之「売上税の価格効果」、『大阪大学経済学』第37巻第3号，1987年
- (20) 林宏昭・橋本恭之「消費税の価格分析」、『四日市大学論集』第3巻第2号，1991年

- (21) 八田達夫『消費税はやはりいらない』, 東洋経済新報社, 1994年
- (22) 八田達夫「財政再建のための税制改革」, 『エコノミクス3』, 2000年
- (23) 平野正樹・近藤学・宮原信吾『受益と負担の経済学』, 日本評論社, 1999年
- (24) 藤田晴「消費税の福祉目的税化問題」, 『税経通信』, 1999年4月
- (25) 藤田晴「税制改革と新型間接税」, 『関西学院大学産研論集』第16号, 1989年
- (26) 本間正明『「ヒト」「モノ」「カネ」と税制改革』, 『関西学院大学産研論集』第15号, 1988年
- (27) 本間正明・跡田直澄『税制改革の実証分析』, 東洋経済新報社, 1989年
- (28) 宮島洋『消費課税の理論と課題』, 税務経理協会, 2003年
- (29) 宮島洋『租税論の展開と日本の税制』, 日本評論社, 1986年
- (30) 森信茂樹『日本の消費税』, 清文社, 2000年
- (31) 森信茂樹「経済教室／税制改革への視点1」, 日本経済新聞 (2004年11月2日)
- (32) 佐藤主光「経済教室／税制改革への視点3」, 日本経済新聞 (2004年11月4日)
- (33) 矢沢富太郎「付加価値税と税務行政」, 『税務弘報』, 1988年7月
- (34) 矢野秀利「消費税と益税問題」, 『税経通信』, 1994年6月
- (35) 山本栄一『「抜本的」税制改革騒動の中間報告』, 『関西学院大学産研論集』第15号, 1988年
- (36) 山本守之「簡易課税制度の問題点と修正の方向」, 『税経通信』, 1989年7月
- (37) 山本守之『租税法要論』, 税務経理協会, 1998年
- (38) 吉村典久「消費税に関する論評」, 『税経通信』, 2003年9月
- (39) 三宅一生「消費税の制度的問題としての益税問題に関する一考察」, 岡山大学修士論文, 2004年
- (40) 米原淳七郎『はじめての財政学』, 有斐閣, 1997年
- (41) 渡辺智之「クロスボーダー取引と消費課税：電子商取引への対応」(一橋大学経済研究所 Discussion Paper Series, No. 392), 2000年3月
- (42) Slemrod, J. and J. Bakija, *Taxing Ourselves : A Citizen's Guide to the Great Debate over Tax Reform*, MIT Press, 1996年
- (43) Tait, A., *Value-Added Tax : Administrative and Policy Issues*, International Monetary Fund, 1991年
- (44) 財務省『財政金融統計月報』(法人企業統計年報特集・租税特集) 各年